

第 13 章 福島県特別支援教育センター

第 1 節 概要

昭和 61 年の開所以来、関係機関と連携協力しながら、教育相談、教職員の研修、調査・教育研究、図書・資料の収集と情報提供、広報・啓発等の事業を行ってきた。

今年度は、第 6 次福島県総合教育計画（改訂版）に基づき、早期からの教育的支援、小・中学校及び高等学校等に在籍する発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、特別支援学校の専門性の向上と特別支援教育におけるセンターの機能の充実に向けた支援、関係機関との連携等の充実に努めてきた。

1 教育相談事業

障がい等の心配のある乳幼児・児童生徒に関する教育相談機関として、本人、保護者（家族）、保育所・幼稚園、小・中学校及び高等学校、特別支援学校関係者、教育委員会等からの依頼に応じ、疑問や悩みを一緒に話し合い、特別支援教育の専門的観点からの相談を行った。相談者の心情に寄り添い、相談を通して、子どもへの適切な支援策や指導法について共に見つけだすようにした。また、面接、行動観察等を行い、関係機関との連携を図りながら専門的・総合的観点からの相談を進めた。

センター相談での相談受理件数は 176 件（昨年度比 81.5%）、延べ件数は 550 件（昨年度比 78.8%）であった。障がい種別による相談実件数では、その他（医師による診断のない者）の相談が最も多く 48.3%、続いて発達障がい、26.1%であった。これらを合わせると実件数の 74.4%を占めている。知的障がいに関する相談は約 10.2%であり、合わせると実件数全体の 84.6%を占める。相談者は、本人、保護者、教員、関係機関等である。

その他、地域・学校等に出向き、支援を必要としている子どもに対し、教職員等が適切な支援と指導が行えるよう必要な支援や助言を行った。学校等のニーズに応じ、ケース検討会や校内研修会等の開催・運営等への支援を行った。さらに、地域における教育相談機能の質的向上を図るため、学校等と保健福祉の関係機関、教育委員会、教育事務所、医療機関等との適切な連携を支援し、地域の支援体制の整備を進めた。

2 教職員研修事業

教職員の資質と指導力の向上を図るために、「平成 31 年度福島県公立学校教職員現職計画」に基づいて各種の研修講座を計画した。

特別支援学校の基本研修においては、初任者研修、2 年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱと教職経験年数に応じて、基礎的・基本的な事項を中心とした研修や教員の専門的な知識・能力の深化を図る研修、教員として教育活動全般にわたる広い視野に立った研修等を実施した。また、小

・中学校や高等学校、特別支援学校等の教員を対象とする職能研修では、特別支援学級等新任担当教員研修会や特別支援教育コーディネーター研修会など、その職責に応じた資質・力量の向上を目指した研修を行った。さらに、専門研修の各講座では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の正しい理解や教育的な対応、授業の改善や充実につながる研修を行うとともに、最新の知見を取り入れた各種講座を設け実施した。

基本研修の受講者総数は延べ 504 名（初任者研修、2 年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ、経験者研修Ⅱ）であった。職能研修の受講者総数は延べ 526 名（特別支援学級等新任担当教員研修会、特別支援学級担当教員（経験三年）研修会、小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会、高等学校特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学校訪問教育・医療的ケア担当教員研修会、通級指導教室担当教員研修会）、そして、専門研修講座（16 講座）の総受講者は延べ 510 名であった。また、研修の機会を広く提供する公開講座（8 講座）の聴講者総数は 73 名で、自主研修講座（2 講座）の参加者総数は 20 名であった。

3 調査研究・教育研究事業

本県が当面している特別支援教育の今日的課題及び学校における教育実践上の具体的課題解決に向けて、以下の研究等を行った。

(1) 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究」（二年度）

平成 23 年度に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が全国規模で実施されたが、本県を含む東北 3 県は震災の影響により実施対象とならなかった。そのため、本県における発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況は、平成 16 年度（小・中学校）及び平成 20 年度（高等学校）に行った調査以来、把握ができていない状況となっていた。そこで、本調査研究では、平成 30 年度（一年次）に小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校（通信制は除く）に在籍し、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況調査を実施した。

令和元年度（二年度）は、各学校における合理的配慮の提供状況についての調査から把握した現状と課題を踏まえ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供を推進し、必要な支援が確実に実施されるための有効な取組について研究協力校と実践研究を行った。

(2) 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校にお

ける各教科の指導の充実」(二年次)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

平成 29 年 4 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂され、小・中学校に準じた改善が図られるとともに「学びの連続性を重視した対応」の一つとして、知的障がいのある児童生徒のための各教科が整理され充実した。その中で、障がいのある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うための教育の充実、各教科の指導の充実が求められている。新学習指導要領を踏まえ、特別支援学校(知的障がい)において、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指して研究協力校と共同で研究を行った。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県特別支援教育の中心的施設としての機能の充実を目指して広く特別支援教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう、整備・充実を図った。

本年度も特別支援教育の指導に関する図書の充実と教育資料の収集、Web サイトによる紹介等を推進した。

なお、3 月末日現在での特別支援教育関係図書の蔵書数は 6,392 冊、定期刊行物 6 種、教育資料数 4,450 点である。

5 広報・啓発事業

特別支援教育に関する情報及び資料、並びに本センターの事業内容を広報誌や各種発行物として関係諸機関等に配付し、特別支援教育に対する啓発や理解推進を図った。併せて、事業内容を多くの方々に伝えるため、Web サイトでも情報提供に努めた。

6 情報教育事業

専門研修講座を中心に、障がいのある児童生徒の学習を支援するため、ICT 等支援機器の活用に関する研修の企画運営を行った。

第 2 節 教育相談事業

1 相談対象

相談は、障がいのある、又はその心配のある乳幼児、児童、生徒及びその保護者や関係者を対象として実施した。相談の障がい種別は次のとおりである。

- 視覚障がいにかかわる相談
- 聴覚障がいにかかわる相談
- 知的障がいにかかわる相談
- 肢体不自由にかかわる相談
- 病弱・身体虚弱にかかわる相談
- 言語障がいにかかわる相談
- 情緒障がい(場面緘黙等)にかかわる相談
- 発達障がいにかかわる相談
- その他(医師による診断のない者)の相談

2 形態

(1) センター相談

電話での申込みにより、来所日時をあらかじめ調整し、相談者の来所による教育相談を行った。また、相談の内容によっては電話のみによる相談も行った。

(2) 要請を受けての相談

困難な事例や特に必要な場合には学校等に出向き、現地においての相談を行った。また、保育所・幼稚園、認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校から支援要請を受け、事例研究を通しての相談を行った。

3 現状と課題

特別支援教育の相談については、各学校において特別支援教育の校内委員会や教育相談・進路指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが組織として機能してきたと考える。本センターの教育相談においては、そのような地域・学校等の機能とどのように連携し、学校等の支援体制づくりに寄与していくのか、さらに検討が必要である。

相談者からの主訴では、幼児については、就学に向けて多様な学びの場についての情報提供が多く、小学生では、他者とのコミュニケーションや学習面についてが多い。小学校高学年から高校生までの幅広い年齢層で、生活において不適応を起し、「登校しぶり」「不登校」についての相談が増加している。子どもの困難さの背景を探り、適切な支援を考える必要から、関係者によるケース会議の開催が重要となっている。また、小学校高学年から高校生については、自己理解を促す相談も大切に重ねていく必要があると考える。

<年齢・学校別相談件数>

年齢・学校	乳幼児(歳)		小学校(学年)						中学校(学年)			高等学校(学年)			一般 他	計	
	0~4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3			
センター 相談	実件数	7	15	11	11	9	20	10	12	15	15	18	6	2	11	14	176
	延件数	8	24	37	35	35	58	34	68	48	52	64	17	6	46	18	550

<障がい種別相談件数>

障がい種		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱虚弱	言語障がい	情緒障がい	発達障がい	その他	計
センター相談	実件数	0	7	18	4	2	0	14	46	85	176
	延件数	0	17	50	5	12	0	21	173	272	550

<地区別相談件数>

地区	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	その他	計
延件数	99	356	25	26	1	17	15	11	550

第3節 教職員研修事業

受講者の資質、指導力、専門性の向上を目指し、講座内容の一層の充実を図った。

- 専門研修講座を16講座設け、そのうち8講座を公開講座とし、受講者のニーズに応えるようにした。
- 講座は講義を中心としながらも、演習や実技、協議等に重点を置いて構成し、研修内容・方法に工夫を加えた。研修を通して受講者が自らの課題に気付き、その解決に主体

的に取り組むことができるように、話し合いの活動を多く取り入れ、具体的な方策に結び付くようにした。

- 特別支援教育に関する県内外の専門家や各学校で先進的な実践をしている教員などを招へいして、新たな知見を広げたり具体的な実践に触れたりする機会の充実を図った。
- 調査研究や教育研究等の成果を基にして、特別支援教育に関する専門的知識・技能の習得とともに、真摯に実践に取り組む資質の向上に努めた。

1 教職員の研修講座

(1) 専門研修

講座名	期日及び期間	受講者数(人)
発達障がいの教育Ⅰ 発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と対応	7月2日	30
発達障がいの教育Ⅱ 発達障がいのある児童生徒のライフステージに応じた支援を考える	9月26日	9
特別支援教育の充実Ⅰ 障がいのある子どもを支える保護者や関係機関との連携	9月24日	19
特別支援教育の充実Ⅱ 通常の学級に在籍する多様な児童生徒が共に学ぶための指導の充実 ～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりと合理的配慮～	8月19日	54
特別支援教育の充実Ⅲ 多様な学びを支えるアセスメント	7月11日	16
特別支援教育の充実Ⅳ 生徒の進路実現と生涯にわたる支援の充実 ～生涯にわたる支援のために～	9月17日	48
特別支援教育の充実Ⅴ チーム力向上のための知識・理論 ～チームづくりのヒント：0JL～	10月1日	17
特別支援教育実践力アップⅠ 自立活動の指導の充実 ～新学習指導要領を踏まえて～	7月4日	63
特別支援教育実践力アップⅡ 知的障がい教育における各教科の指導の充実 ～新学習指導要領を踏まえて（国語編）～	7月25日	41
特別支援教育実践力アップⅢ 特別支援学校における重度・重複障がいのある児童生徒の理解と授業づくり	7月9日	29
特別支援教育実践力アップⅣ 特別支援学校における授業力向上 ～新学習指導要領を踏まえた目標と評価～	9月19日	28
特別支援教育実践力アップⅤ チーム力向上のためのメンタルヘルスとリスクコミュニケーション	10月4日	16
特別支援教育実践力アップⅥ 特別支援教育に活かすICT機器やデジタル教材 ～合理的配慮の充実に向けて～	9月12日	44
特別支援教育実践力アップⅦ 連続性のある多様な学びのための小・中学校、高等学校、特別支援学校の連携 ～切れ目のない支援のための学校間の引継ぎ～	7月30日	41

講座名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援教育実践力アップⅧ 特別支援学級の学級経営 ～教育課程と授業づくり～	8月22日	17
幼児期から児童期への支援を継続する幼小連携 ～子どもの発達を考える～	7月26日	38
計		510

(他に公開講座に73名、自主研修講座に20名が参加)

(2) 基本研修

研修名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学校初任者研修一般研修	4月10日～11日	64
特別支援学校初任者研修カウンセリング研修	6月12日～13日	63
特別支援学校初任者研修宿泊一次研修	8月6日～8日	58
特別支援学校初任者研修教育課程別研修	9月11日	58
特別支援学校初任者研修学部別研修	11月13日	58
特別支援学校初任者研修宿泊二次研修	2月5日～7日	58
特別支援学校2年次教員フォローアップ研修教科等指導研修	8月20日	49
特別支援学校経験者研修Ⅰ全体研修	6月19日～21日	39
特別支援学校経験者研修Ⅱ共通研修	6月25日～27日	29
特別支援学校経験者研修Ⅱ教科等指導研修	1月16日～17日	28
計		504

(3) 職能研修

研修名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学級等新任担当教員研修会	(共通) 4月	109
	(地区別) 11月	77
特別支援学級担当教員(経験三年)研修会	(地区別) 9月	41
小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	(地区別) 6月	149
高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	5月15日	44
特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会	5月24日	26
特別支援学校訪問教育・医療的ケア担当教員研修会	7月23日	24
通級指導教室担当教員研修会	7月17日	56
計		526

第4節 調査研究・教育研究事業

1 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究」(二年度)

(1) 調査研究の趣旨と目的

特別支援教育が本格的に開始されてから10年以上が経過した。平成25年には学校教育法施行令の改正に伴い就学に関する手続きが見直され、また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいのある児童生徒が地域で共に学ぶ仕組みづくりが推進されてきている。本県においても第6次福島県総合教育計画の施策の一つとして、障がいのある児童生徒が「地域で共に学び、共に生

きる教育」の推進を掲げ、特別支援学校のみならず小・中学校、義務教育学校及び高等学校等における特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。

一方、平成23年度に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が全国規模で行われたが、本県を含む東北3県は震災の影響により実施対象とならなかった。そのため、本県における発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況は、平成16年度(小・中学校)及び平成20年度(高等学校)に福島県養護教育センター(現福島県特別支援教育センター)が行った調査以来、把握ができていない状況となっていた。そこで、平成30年度に小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍し、発達障がいの可能性のある児童生

徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を調査した。

調査結果から、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は一定数に達するものの、合意形成の上、合理的配慮の提供を受けている割合は必ずしも高くはないことが明らかになった。また、合理的配慮の提供に関する課題として、教職員の理解が最も多く挙げられたことから、教職員研修の改善・充実を図るとともに、県内への波及を図るために7校の研究協力校において実践研究を実施し、校種や規模に応じた有効な取組を明らかにする。

(2) 研究の実績

ア 合理的配慮に関する情報発信

合理的配慮の理解を促進するために、リーフレット「みんなで進める 合理的配慮」（基礎編、実践編、事例編）を作成し、県内全ての学校に配布するとともに、本センターのWebサイトに掲載した。

リーフレット「基礎編」では、合理的配慮の基礎的内容のほか、合理的配慮の提供のプロセスや合理的配慮の具体例などについて取り上げた。

「実践編」では、合理的配慮を始めるため、充実させるためのポイント、合理的配慮の提供に向けた実践例等について掲載した。

さらに、「事例編」には、合理的配慮の提供計画チェック表や研究協力校の実践事例を掲載し、各校における合理的配慮の提供に向けた計画づくりに生かせるようにした。

イ 合理的配慮に関する研修の充実

本センター主催の小・中学校、義務教育学校及び高等学校の教職員を対象とした職能研修5講座と専門研修9講座等において、合理的配慮に関する内容を取り上げるとともに、講義だけでなく仮想事例を基に具体的な支援策を検討する演習も行うなど研修の充実を図った。

講義で使用する資料については、作成したリーフレットの内容との整合性を図り、リーフレットを活用しながら研修ができるようにした。講義・演習等を工夫し、教職員の理解の促進を図った。

また、要請に応じて実施する地域・学校支援23件においても同様の資料を活用して支援を行った。

ウ 協力校との実践研究

協力校との合理的配慮の充実に向けた有効な取組が広く県内に波及する効果を期待し、小・中学校、義務教育学校及び高等学校から、規模や地域が偏らないように7校に実践研究の協力を依頼した。

協力校においては、「教職員向け研修」「児童生徒・保護者向け説明」「意思の確認」「校内委員会での検討」「支援内容の文書明記と保護者との確認」「支援内容の評価と見直し」について、学校としてどのように取り組んでいくか検討、整理して、合理的配慮の提供計画を作成し、計画に沿って取組を進めた。

(3) 研究の成果

ア 合理的配慮に関する情報発信について

合理的配慮に関する教職員の理解啓発を図るためのリーフレット「みんなで進める 合理的配慮」（基礎編・実践編・事例編）は、本センターのWebサイトにも掲載しており、実践編を掲載した令和元年9月から令和2年3月までの間に、延べ5,000件を超える閲覧が確認されている。利用者の特定はできないものの、1日30件程度のアクセスがあることから、各校に配布したリーフレットとともに教職員の理解を促す資料として活用されていると考える。

イ 合理的配慮に関する研修の充実について

職能研修や専門研修講座等において、講義だけではなく、協議や演習を取り入れたことで、受講者からは、講義を通して合理的配慮についての理解が深まったという感想や合理的配慮の提供に向けて「校内で取り組んでいきたい」という意見が多く見られた。また、「研修内容を学校で伝えたい」という感想も寄せられたことから、小・中学校、義務教育学校及び高等学校の教員を対象とした研修で合理的配慮に関する内容を取り入れたことは、各学校への波及も期待できると考える。

ウ 協力校との実践研究について

合理的配慮の提供に向けた有効な取組は、規模や校種、地域の様子など学校の状況によって様々であることが明らかになった。

また、各協力校が「合理的配慮の提供計画」を作成し、教職員を対象とした研修を実施したり、児童生徒や保護者に対して説明したり、計画に沿って取組を進めたりしたことで、合理的配慮に関する理解が深まり、合理的配慮の提供につながったと考えられる。

(4) 研究のまとめ

ア 研究の成果

- 講義のみならず演習や協議を取り入れながら、合理的配慮に関する研修の行い方を工夫したり、各学校での波及も狙いながら、合理的配慮について取り上げる研修を吟味したりすることで、合理的配慮に関する教職員の理解を促すことができた。
- リーフレット「みんなで進める合理的配慮」は、各学校で行われる特別支援教育に関する校内研修や、教育支援アドバイザーや特別支援学校のセンター的機能を生かした小・中学校、義務教育学校及び高等学校への研修支援の場で活用され始めている。
- 調査研究アドバイザーの助言に基づき、合理的配慮の提供に影響を及ぼす取組として、具体的には「教職員の理解を図るための研修」「児童生徒・保護者への説明」「校内体制の整備（合理的配慮の提供計画の作成と共有）」の3つが、各協力校における合理的配慮の提供の充実につながった。

このことから、各学校において合理的配慮の提供計画を作成することが児童生徒の指導・支援を充実させ

るために非常に重要であることが明らかになった。

イ 今後の展望

児童生徒一人一人に応じた合理的配慮が提供されることは、すべての児童生徒が持てる力を最大限に発揮しながら「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現にとって極めて重要である。

今後は県内すべての学校において合理的配慮の提供が一層推進されるように、研究の成果を踏まえ、合理的配慮に関する理解を促すための研修の充実や情報発信に引き続き取り組んでいくとともに、協力校の取組を各地域において波及させていく。また、一人一人に応じた合理的配慮が提供できるように障がいに応じた取組の在り方についても研究を進める。

2 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実」(二年度)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

(1) 研究の趣旨と目的

平成 29 年 4 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂され、小・中学校に準じた改善が図られるとともに「学びの連続性を重視した対応」の一つとして、知的障がいのある児童生徒のための各教科が整理され充実した。障がいのある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うための教育の充実、各教科の指導の充実が求められている。

本研究では、研究協力校(研究推進モデル校 2 校、地区協力校 5 校)と共同し、新学習指導要領を踏まえた実践研究により、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す。

(2) 研究の経過

ア 新学習指導要領の理解啓発

(ア) 各校の課題やニーズに応じた新学習指導要領に関する情報提供

各教科の指導の意義、新学習指導要領の要点等について情報提供を行った。

(イ) 新学習指導要領、解説を活用した講義・演習の充実
新学習指導要領に基づき、学習状況を可視化して整理し、指導の偏りなどに着目しながら、年間指導計画を各教科の内容の指導事項との関連で見直した。

(ウ) 実践研究等の情報発信

県内特別支援学校のすべての教員を対象とした「実践研究通信」の発行や、Web サイトにおける資料の掲載を行った。

イ 新学習指導要領を踏まえた授業研究(研究協力校との取組)

(ア) 新学習指導要領を踏まえた学習指導案、授業研究会の在り方

研究協力校連絡協議会において学習指導案の様式を検討し、各研究協力校の実践から、学習指導案や授業研究会について情報共有をした。

(イ) 年間指導計画、教育課程等の工夫、改善点の整理・共有

各研究協力校の年間指導計画や教育課程等を持ち寄り、具体的な取組について情報共有した。

ウ 学びの連続性を確保するためのシステムの構築～新学習指導要領に基づく学習状況等の把握～

(ア) 「学びの履歴」シートの活用と検証(研究協力校との取組)

研究協力校(研究推進モデル校)による活用を通して、「学びの履歴」シートの効果や改善点について意見収集した。

(イ) 活用の効果と改善点の整理と改善

活用の効果と改善点を整理し、「学びの履歴」シート〔2020 年版〕を作成し、Web サイトに掲載して情報発信した。

(3) 研究のまとめ

ア 成果

(ア) 新学習指導要領の理解啓発

○ 新学習指導要領に関する研修の充実が図られたこと
各校で開催された校内研修会、本センターの研修講座、Web サイト、実践研究通信などを通して、知的障がいのある児童生徒のための各教科の指導について、教員間で学び合う機会が増えた。

(イ) 新学習指導要領を踏まえた授業研究(研究協力校との取組)

○ 各教科の指導と評価の在り方を明確にした授業づくりと授業改善の実践が深められたこと

研究協力校における学習指導案と授業研究会の工夫・改善を通して、教科別の指導、各教科等を合わせた指導の具体的な実践を深めることができた。

(ウ) 学びの連続性を確保するためのシステムの構築～新学習指導要領に基づく学習状況の把握～

○ 「学びの履歴」シートによる学習状況等の把握と指導への活用について、効果と改善点が明らかになったこと

研究協力校での活用と検証を通して、学習状況の整理と引継ぎの重要性、指導計画の見直しに効果的であること、具体的な指導内容の設定が必要なことなど、各教科の指導と評価につながる重要な視点を獲得することができた。

イ 課題

○ 各教科の指導における主体的・対話的で深い学びの好事例の蓄積と情報発信をしていくこと

○ 児童生徒の学習状況を把握し、年間指導計画や単元計画の工夫・改善に生かすための方策を検討していくこと

○ これまでの研究成果を、実践する教員が活用しやす

い資料としてまとめ、県内外に広く発信していくこと
ウ 今後の取組に向けて

知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実のために、各研究協力校との実践研究から、以下のポイントが挙げられた。

○ 学習状況の整理・把握

学習指導要領に示された各教科の目標及び内容に基づいて、児童生徒一人一人の学習状況を整理し、把握することで、各教科の指導における個別の指導目標や指導内容を具体的に設定することができる。

○ 学ぶ内容を明確にし、つなぐこと

学習指導要領に示された各教科の目標及び内容に基づいて、単元（題材）の指導目標及び指導内容を明確にし、単元間や学年間の学習内容をつなぐことで、各教科の系統的な指導ができる。

○ 自立活動との関連の整理

各教科と自立活動の指導目標設定の手続きの違いに留意し、各授業における教科と自立活動のそれぞれのねらいと関連を整理することで、資質・能力を育む単元計画を立てることができる。

○ 主体的・対話的で深い学びの実現

単元（題材）のまとまりを通じて、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの視点で手立てを工夫・改善することで、資質・能力を育む単元計画を立てることができる。

○ 学習評価と授業改善

観点別学習状況の評価を行うことで、児童生徒の学習状況を分析的に捉え、指導の改善に生かすことができる。また、単元（題材）においても、学習評価を適切に行うことで、具体的な授業の改善に生かすことができる。

○ 年間指導計画の工夫

学校や学部における指導の重点、内容の系統性、適切な時期等を踏まえ、単元（題材）の時数や配列など、年間指導計画を工夫することで、組織的・計画的な各教科の指導と評価を行うことができる。

これらのポイントを押さえ、各教科の指導の充実を図ることにより学びの連続性が確保されるとともに、学校の教育活動の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントにつながるものとする。各研究協力校の実践事例を広く波及していく。

3 長期研究員制度による研究

平成 29 年度より長期研究員制度が復活した。長期研究員は、各自が研究テーマを設定して、計画、実践、評価をして二年次に研究をまとめ、発表・報告を行うこととしている。令和元年度は 4 名が研究に取り組み、福島県特別支援教育センター研究発表会では二年次の 2 名が研究のまとめを発表し、一年次の 2 名がポスター発表で中間報告した。また、研

究成果を「研究紀要」にまとめた。

第 5 節 教育図書・資料の収集・提供事業

1 教育図書・資料の収集・整理

(1) 教育図書の収集・整理

教育図書については、特別支援教育に関する専門図書の充実に努め、本年度 36 冊の新規購入及び受贈の結果、蔵書数は 6,392 冊になった。その種類は、障がい児の教育関係図書が 1,731 冊、その他の図書が 4,661 冊である。障がい児関係図書については、利用しやすいように障がい別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、情緒障がい、重複障がい等）に配架している。

(2) 教育関係定期刊行物の収集・整理

教育関係定期刊行物は 6 種類購入し、いつでも閲覧できるように分類・配架した。

(3) 教育資料の収集・整理

全国の関係機関や県内の教育機関の協力により、研究紀要・研究報告書・ハンドブック等の収集に努め、本年度収集した 273 冊を分類・配架した。県内の資料についても、学校別に分類・配架した。

第 6 節 広報・啓発事業

1 所報「特別支援教育」(72 号)

(1) 内容

ア 巻頭言

「これからの特別支援教育の担い手に求められるもの」
福島県立あぶくま支援学校 校長 上妻 弘

イ 特集「学びの連続性や切れ目のない支援体制の充実に向けて」

(ア) 教育研究から「各教科の指導の充実と『学びの連続性』の実現に向けて」

(イ) 調査研究から「合理的配慮の充実に向けて」

ウ 地域における特別支援教育の充実を目指して

(ア) 教員研修から「教員研修で大切にしてきたこと」

(イ) 教育相談から「保護者との相談で大切にしていること」

(ウ) 学校・地域支援から「子どものよりよい支援のために、ケース会議を開いてみませんか」

エ 長期研究員より

(ア) 長期研究員の研究紹介

(イ) 2 年間の長期研究を通して

オ インフォメーション

(ア) 令和元年度研修講座の実施状況

(イ) 令和元年度教育相談と地域・学校支援の実施状況

(ウ) 教材・支援機器ポータル

(エ) 図書教育資料「今年度購入した図書の御紹介」

(オ) 刊行物紹介

○ コーディネートハンドブック

○ リーフレット「みんなで進める 合理的配慮」

○ 実践研究通信

(か) ホームページ紹介

カ 編集後記

(2) 規格、ページ等

ア 規格A4判

イ ページ数28ページ

ウ Webサイトで公開

エ 各関係機関へ配付

2 研究紀要「第33号」

(1) 内容

ア 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(二年次)
～合理的配慮の提供の充実に向けた実践研究～

イ 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の充実」(二年次)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

ウ 長期研究員研究

○ 「困難さに寄り添う通常の学級における算数科授業づくり」(一年次)～つまずきの背景をとらえた指導の工夫と個別の配慮～

○ 「特別な教育的支援を必要とする児童に対する効果的な生徒指導の在り方」(一年次)～児童の思いや願いに視点をあてた児童理解を通して～

○ 「教師がつながりながら学び合う校内の特別支援教育の充実」(二年次)～児童の困難さに気づき、必要な支援を考え学び合うチームとしての学校を目指して～

○ 「中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒が自己実現に向かうための進路指導の在り方」(二年次)

(2) 規格、ページ、部数

ア 規格A4判

イ ページ数70ページ

ウ Webサイトで公開

エ 各関係機関へ配付

2 情報機器活用

専門研修講座を中心に、支援機器に関する情報提供やWebカメラ等の貸出を行った。

3 情報教育ネットワークとWebサイトの充実

Webサイトで本センターの事業内容を多くの方々に伝えるため、研修や研究の広報充実に努めた。

広報・啓発事業担当者と協力し、「合理的配慮リーフレット」「学びの履歴シート」「もっといいチームになるヒント-0JL-」「コーディネートハンドブック(内容の更新)」をWebサイトに掲載し、適宜新しい情報の追加を行った。

○ 本センターWebサイトアクセス件数4,175,545件

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

第7節 情報教育事業

1 ICT活用支援

専門研修講座において、「特別支援教育に活かすICT機器やデジタル教材ー合理的配慮の充実に向けてー」を実施し、講義や教材・支援機器・ICT等の活用についての演習を行い、特別支援教育における教材・支援機器等の活用促進と実践力や専門性の向上を図った。

また、初任者研修の基本研修において、情報モラルに関する講義を実施した。